破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９９号

愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅７―303号、従前の住所愛知県豊橋市高師本郷町字東上17番地

債務者　河合　敏樹

1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４０４号

兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―1002号

債務者　レノンディビジョンこと　藤井鑑太郎

1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０５号

兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―1002号

債務者　藤井　邦子

1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３５号

兵庫県西宮市柳本町１番13―205号

債務者　松浦光峰こと　文　　光峰

1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３６号

兵庫県西宮市柳本町１番13―205号

債務者　松浦玉子こと　玄　　玉善

1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３６号

愛媛県東温市田窪2088番地５

債務者　永井　清香

1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０７号

高知市栄田町１丁目５番12―501号　コミュニティ住宅１号棟

債務者　川上　六郎

1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号

山形県東置賜郡高畠町大字入生田509番地

債務者　井上　時子

1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２８６号

沖縄県那覇市松山２丁目12番10号　サンエスビルＩ302

債務者　吉田　　勝

1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７３号

奈良県天理市豊井町151番地２　親里16号館201

債務者　赤池　佳子

1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６３４号

愛知県瀬戸市北みずの坂２丁目１番地の12

債務者　勝地　明子

1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　重俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１９号

北九州市小倉南区守恒本町２丁目９番17―401号

債務者　野村　倫生

1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３３号

静岡市葵区一番町82番地

債務者　豊嶋真由美

1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１１号

北九州市小倉北区熊谷２丁目33番16号

債務者　桑原　俊二

1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３７号

岩手県八幡平市曲田224番地３

債務者　畠山　真克

1　決定年月日時　平成27年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　将樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５号

奈良県五條市二見５丁目４番51号

債務者　ボディショップ野川鈑金塗装こと　野川　幸雄

1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝守　令彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
奈良地方裁判所五條支部